

平成 28 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社コナカ  
代表者名 取締役社長 湖中 謙介  
(コード番号：7494 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役 沼田 孝  
(TEL 045-825-7700)  
<http://www.konaka.co.jp/>

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、平成 22 年 12 月 21 日開催の第 37 期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入し、その後、平成 25 年 12 月 17 日開催の第 40 期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、継続しております。本プランの有効期限は平成 28 年 12 月 20 日開催予定の第 43 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結時までとなっておりますが、当社は、本日開催の当社取締役会におきまして、本プランの有効期限満了時をもって本プランを継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、「信用・奉仕・地域社会に貢献」を経営理念の柱とし、それを確実に実行するために従業員の人間力向上をはかり、顧客・株主・取引先に安心、信頼、満足を提供し続けることを経営方針として、中長期視点で企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めております。今般、中期経営計画を策定し、利益体質の定着と成長企業への戦略を推進してまいります。

このような状況のもと、当社は、金融商品取引法の整備やコーポレートガバナンス・コード等の浸透など経営環境の変化を注視しつつ、機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見なども参考にしながら、本プランの取扱いについて慎重に検討を進めてまいりました。

本プランは、株式の大規模買付行為において、短期的な利益確保のみを目的とするなど企業価値を損なうおそれのあるものや、会社経営陣及び株主に買付条件についての十分な情報と代替案の検討時間が十分に提供されないものなどの事案が散見されたことから、株主全体の正当な利益確保の観点から、大規模買付行為につきルールを設定し、その遵守を求めるため、その導入・継続がなされてまいりました。

しかし、大規模買付行為に関する法整備が進み、本プランの目的は一定程度担保されたほか、コーポレートガバナンス・コードや日本版スチュワードシップ・コードの制定により、機関投資

家を含む株主と企業との協働に基づく経済成長の重要性が社会的に強く認識されるようになるなど、現在の当社を取り巻く経営環境は、本プランの導入・継続時と比べて大きく変化しております。

その結果、中長期的な成長戦略を着実に推進し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの社会的信頼にこたえることこそが、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に繋がるものであり、現時点ではその必要性が相対的に低下した本プランの継続は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必須の要素ではないと判断いたしました。したがって、本日の取締役会において、本プランを継続せず廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プラン終了後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、買付行為の是非を株主の皆様が検討に要する時間と情報の確保に努めるとともに適切に判断されるための必要かつ十分な情報を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、関係諸法令に則り、適切な措置を講じてまいります。

当社は、引き続き企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいりますので、引き続きご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上